

業務指示書

ケニア国東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年8月8日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年8月14日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿等の提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者について、競争への参加を認める事由

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：貿易円滑化にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付けが1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／制度構築支援）】

1) 類似業務の経験：制度構築支援に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ケニア、ブルンジ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 国境管理】

1) 類似業務の経験：国境管理に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ケニア、ブルンジ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年8月24日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

OSBP視察の実施に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.100690 円 , US\$1 = 110.099000 円 , EUR1 = 127.856000 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／制度構築支援
国境管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.25 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ケニア国東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／制度構築支援	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 国境管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

東アフリカ共同体 (East African Community : EAC) は、2000年7月に設立されて以来、加盟国を増やしながら着実に成長してきた。過去5年間のGDP平均成長率は5%で、総人口¹は約1億6,200万人に達している。この成長の一因として地域統合・関税同盟をすすめるための取組みや税関行政の近代化が挙げられており、特に単一関税領域 (SCT) の実施、EAC関税管理法やワンストップボーダーポスト (OSBP) 法の採択、地域通関所要時間調査や通関手続きの簡素化、各国税関管理システムの近代化、国際標準に沿った認定事業者 (AEOs) 制度の導入等、貿易円滑化を促進するための多様な努力が行われている。

しかしながら、当該地域は貿易・ロジスティックスの観点からは、未だ国境通関やインフラ面での課題を抱えている。特に主要回廊の物流効率化の観点からは、北部及び中部回廊の物流の道路輸送への過度の依存、モンバサ港やダルエスサラーム港の港湾運営、並びに内陸国境での越境の効率性などが課題として掲げられている。また地域内及び地域間の貿易・物流にかかるコストが先進諸国と比較して60-70%高いことが報告されており、貿易円滑化を促進することで投資の誘致、地域のビジネスコストの削減につながり、更なる発展の鍵になるとして広く認識されている。更に、世界的なテロの脅威の増大やサプライチェーンの複雑化を受けて、合法的な人とモノの移動の円滑化のためには、税関や国境管理分野の能力強化や関係機関・ステークホルダー間の協調体制を強化し、安全やセキュリティ確保とのバランスが、ますます重要となっている。

このような背景の下、2007年以降、JICAは、東部アフリカ地域の各国の歳入庁及び同庁下にある関税局をカウンターパートとして、税関当局、通関業者の能力強化等を通じ、国境通関の効率化を図ることで域内の貿易円滑化に資する技術協力プロジェクト²を実施してきた。2013年12月から実施したプロジェクトの第3フェーズでは、ナマンガ(ケニア/タンザニア間)とルスモ(ルワンダ/タンザニア間)の国境でのOSBPの導入と運用化に向けた各種委員会の開催や研修を行い、各国歳入庁に対するリスクマネジメント (RM) 研修実施による税関能力の向上を実施した。上記のOSBP運用化に向けた取り組みで得た教訓・経験が改訂版OSBPソースブックに掲載された他、歳入庁職員によるRM研修で得た知識の現場での活用などが達成された。また、前フェーズに続き税関講師養成プログラム、教材作成及びこれらを活用した研修を支援・モニタリングし、持続的な能力強化に向けた研修を実施する人材・体制を税関当局内に構築した。

2016年8月にナイロビで開催されたTICAD6及びこれまでのプロジェクトを通じて達成された上記の成果を踏まえつつ、貿易円滑化と効果的な国境管理を更に強化するため、OSBPの効果的な運営・展開及び国境管理強化に資する税関当局の能力向上に焦点を当て、EAC5か国はJICAに新たな支援を要請し、2017年12月より「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」を開始した。

¹ 南スーダンを含む。

² プロジェクトは2007年から2017年の間、3フェーズにわたって実施された。

2007年9月～2009年9月 東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト

2009年9月～2013年9月 東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクトフェーズ2

2013年12月～2017年12月 東部アフリカ地域国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

東部アフリカ地域において、貿易の円滑化と安全の確保を通じた地域経済発展が更に促進される。

(3) プロジェクト目標

東部アフリカの対象国境において国境手続きの効率性と国境取締りのための能力が向上する。

(4) 期待される成果

- 1) OSBP が対象陸路国境において効率的かつ域内調和的に運営される。
- 2) 効率的かつ効果的な国境管理のための税関当局の能力が強化される。

(5) 活動の概要

①成果 1 (OSBP が対象陸路国境において効率的かつ域内調和的に運営される。)

【ナマンガとルスモを含む、効率的な OSBP 運用支援】

活動 1-1：ナマンガとルスモ以外の対象 OSBP を選定する。

活動 1-2：ナマンガとルスモ OSBP でのパフォーマンス指標を確立し、運用状況のモニタリングを実施するとともに、通関時間調査並びに必要な場合にはその他の手段を通じて手続を改善する。

活動 1-3：ナマンガとルスモ以外の選定された OSBP の運用能力を調査し、課題を抽出する。

活動 1-4：選定された OSBP の効率的な運営のために共同国境調整委員会 (JBCC) と技術実行委員会 (JTC) を組織する。

活動 1-5：選定された OSBP の運用能力強化のためのアクション・プランを策定する。

活動 1-6：アクション・プランを実施し、選定された OSBP において支援結果の確認及び提言の抽出のために通関時間調査（必要に応じてインパクト評価）を実施する。

【EAC 地域 OSBP 手続マニュアル活用推進及びモニタリング】

活動 1-7：ナマンガ、ルスモ及び活動 1-1 に基づき選定された OSBP において EAC 地域 OSBP 手續マニュアルを利用するための計画を策定する。

活動 1-8：活動 1-7 で策定した計画を実施する。

活動 1-9：ナマンガ、ルスモ及び選定された OSBP において EAC 地域 OSBP 手續マニュアルや EAC の OSBP 研修カリキュラムに反映するために、OSBP 運用化と OSBP 手續マニュアル利用状況から教訓を抽出する。

②成果 2 (効率的かつ効果的な国境管理のための税関当局の能力が強化される。)

【リスクマネジメント強化(RM にかかる提言で示された共通及び国別の課題にかかる技術支援を検討中)】

活動 2-1：各パートナー国の RM に係る実施と手續の現状を確認し、能力強化のニーズを特定し、各パートナー国の担当者/グループを選定する。

活動 2-2：活動 2-1 で特定したニーズに基づき、RM 改善のための技術支援を、他の RM 関連援助との重複を避けつつ実施する。

活動 2-3 : RM の実施状況をモニターする（マスタートレーナー（MT）による情報分析に係る研修を含む）。

【事後調査（PCA）能力強化】

活動 2-4 事後調査における現在の能力強化に係るニーズを確認し、PCA に関する MT プログラムについて各対象国で WG メンバーを配置する。

活動 2-5 事後調査に係る MT 要員増加のための技術支援を実施する。

活動 2-6 必要に応じて、各国の MT が実施する研修のレベルをモニターする。

【国境管理強化（グローバル・シールド・プログラム（PGS）の実施を含む）】

活動 2-7 対象国に対して PGS に関する意識向上及びニーズ分析を実施する。

活動 2-8 活動 2-7 の結果に基づいて、対象国境における税関管理改善のための研修を実施する。

活動 2-9 PGS の実施を含む運営体制を構築するとともに、更なる改善のために運用結果をレビューする。

活動 2-10 日本の無償資金協力によって供与される機材を有効活用するための研修を実施する。

活動 2-11 日本の無償資金協力によって供与される機材の有効利用と維持管理を含む、合同国境監視/合同水上監視（JBS/JWS）の実施状況をモニターする。

（6）対象地域

ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ルワンダ共和国、ウガンダ共和国、ブルンジ共和国、及び対象国内の OSBP（ナマンガ OSBP、ルスモ OSBP、その他選定予定）

なお、ブルンジについては現地の治安状況を鑑み渡航可否等を検討する。

（7）関係官庁・機関

（カウンターパート）ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダの歳入庁（特に税局）、他に OSBP 関連機関、EAC 事務局と協力連携

（8）プロジェクト協力期間

2017 年 12 月～2021 年 6 月（計 42 か月間）

3. 業務の目的

本業務は、上記 2. のプロジェクトのうち、特に成果 1 の OSBP の運営に関し、前フェーズにて支援を行ったナマンガ、ルスモの効率的な運用や、新たに選定する OSBP における今後の取り組みの検討、また EAC 地域 OSBP 手続マニュアルの有効活用を通じて、対象陸路国境における OSBP の効率的かつ地域協調的な運用を可能とする能力強化を図ることを目的としている。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2017 年 12 月までの間に EAC 5 か国歳入庁等と署名した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」の枠内で、成果 1 の OSBP 運用改善にかかる「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書を作成し JICA 産業開発・公共政策部（以下「産業開発・公共政策部」）、JICA 長期専門家及び先方機関

に説明・協議のうえ、産業開発・公共政策部に提出するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト概要と本業務の役割

本プロジェクトは、東部アフリカ地域において、陸路国境の OSBP 効率化を通じた国境手続きの促進（成果 1）、また各機関における国境手続きの中で主要な手続きとなる税関手続きを迅速化するための税関当局の能力向上（成果 2）を図ることで、もって域内における国境手続きの効率化と国境取締の能力向上を図るものである。うち本業務は成果 1 の OSBP 運用化（上記 2. (5) のうち、活動 1-1 から 1-9 まで）に関し、税関や移民局、検疫局等国境手続きに関わる関係機関との協議・調整・連携強化を通じて、OSBP の運用に係る能力向上を目指すものである。

具体的には前フェーズで支援をしてきたナマンガ・ルスモの引き続きの支援と、新たに対象とする OSBP 支援の 2 つの支援対象で構成される。

	ナマンガ、ルスモ	新たな OSBP（2 か所を想定 ³ ）
OSBP 導入支援	前フェーズで実施済。	選定基準を策定の上、対象国により選定された候補国境における OSBP 導入を支援（アクション・プランの策定、実施を含む）。
運用効果の確認	・パフォーマンス指標の確立及び同指標に基づく確認。 ・ナマンガにおける通関所要時間調査実施。 ・インパクト調査実施 ⁴ 。	・パフォーマンス指標の確立及び同指標に基づく確認。 ・OSBP 導入支援候補国境における通関所要時間調査（導入前・導入後）実施。 ・インパクト調査実施。
実施状況モニタリング ⁵	・EAC 地域 OSBP 手続きマニュアル利用状況確認。 ・教訓抽出や研修実施。	・EAC 地域 OSBP 手続きマニュアル利用状況確認。 ・教訓抽出や研修実施。

(2) 長期専門家チームとの業務分担

また、本プロジェクトの日本側関係者としては、チーフ・アドバイザー⁶及び業務調整等長期専門家（以下、「長期専門家チーム」）がプロジェクトに従事している。これら長期専門家チームは主に成果 2 にかかる活動に従事することとなるが、OSBP の効率的な運用を含む国境手続きの円滑化に向けた本プロジェクト目標達成のため、チーフ・アドバイザーが日本側関係者を統括しその進捗監理、成果管理を行うこととなる。したがって、コンサルタントは、同チーフ・アドバイザーをはじめとする長期専門家チームと十分な報告・連絡・相談を都度行うとともに、当該チームによる活動と十分な連携をとる。

活動を進めるに当たり長期専門家チームから得られる主な技術的支援は以下のと

³ 現状支援対象としては 2 か所を想定しているが、活動過程で CP との協議により決定される。

⁴ 内容は通関所要時間の軽減率の確認やそれに伴う経済効果の算定等を想定する。

⁵ OSBP 法（2016 年発効）、OSBP 規制（2017 年発効）に基づいて、プロジェクト前フェーズで作成支援した EAC 地域 OSBP 手続きマニュアルが 2018 年 2 月に承認されたところであり、これらの法規制枠組みやマニュアルに沿って、関係省庁やステークホルダーが OSBP 手続きを理解して、効果的・効率的な OSBP 運営がされているかモニタリング・助言していくことが求められる。

⁶ 本プロジェクトのチーフ・アドバイザーは JICA と世界税関機構（WCO）の協力覚書に基づいて、日本人税関専門家が JICA/WCO プロジェクトのマネジャーと兼務して務めている。その他、地域人材育成協力兼業務調整を務める直営専門家がケニア歳入庁内に設置されたプロジェクトオフィスに駐在し、各国との調整を行っている。

おり。

- ・アクション・プランや活動計画（事例視察を含む）等に対する助言・情報提供
- ・OSBP 運用後の実施状況のモニタリング・改善に関し特に通関分野の観点からの助言
- ・国境通関所要時間調査にかかる助言
- ・EAC 地域 OSBP 手続きマニュアルの印刷・普及・プロモーション

（3）OSBP の現状把握、対象 OSBP 選定に際しての既存情報の活用

EAC 内では、2018 年 6 月現在、域内には建設された 12 の OSBP のうち 10 か所が稼働している。EAC では域内の OSBP のパフォーマンスを測定するツールを開発中で、同測定対象として、手続き時間の短縮、輸送・在庫コスト削減、歳入・貿易の増加などが含まれる。前フェーズより、EAC 事務局主催の OSBP 運営のための研修カリキュラム作成、OSBP パフォーマンス指標策定にかかる協力・参加や、Trade Mark East Africa (TMEA) との OSBP のインパクトをとりまとめる調査に関する意見交換を通じて、関係機関との協力・連携・情報共有に努めてきた実績がある。OSBP の現状把握、対象 OSBP 選定検討にあたってはこういった既存情報や取り組みを活用する。

（4）プロジェクト及び本業務の実施体制及び意思決定の仕組み

本業務に関し、当該国の各国境での OSBP の取り組みに関して、国境管理の関係省庁が多岐にわたることから、以下の点に留意しながら業務を進めること。なお、関係省庁の詳細は別添を参照のこと⁷。

会合等： 本業務を遂行するにあたり、多様な会合が開かれる予定であることから、これらの会合の動向を確認すること。（例：ナマンガやルスモにおけるアクション・プランの策定や見直しが行われる Joint Technical Committee: JTC、各国境レベルで実施される国内及び二国間の国境調整委員会、EAC 地域 OSBP 手続きマニュアルの作成支援を行った EAC レベルの技術会⁸ 等。）

リード機関、調整機関： OSBP にかかる各国のリード機関は、歳入庁（ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルンジ）、入管（ルワンダ）であるが、ケニア、タンザニア、ウガンダでは各国間の調整は EAC 省が行っているため、これら機関とも連携すること。前フェーズでは、ナマンガやルスモにおいて、国境における OSBP 会議を行って、国境レベルのアクション・プランの策定や研修・啓発やモニタリングにかかる検討準備・調整・実施を行っており、このような会議を持続的に開催して効果的・効率的な OSBP 導入やモニタリングがされることが期待される。

そのほかの関連機関： EAC が主催する会合等では、OSBP 以外に単一関税領域 (SCT) 制度や認定事業者 (AEOs) 制度を円滑な手続きや国境管理を両立させるための手続きの執行・調整・改善などが図られるよう助言・モニタリングしていくことに留意が必要である。また、OSBP を実際に利用する民間あるいは地元コミュニティの適切な巻き込みや啓発にも取り組むこと。

（5）関係国及び国境管理関係機関との連絡調整・関係機関による意思決定の促進 新たな対象地域の OSBP 選定・導入・運用にあたっては、OSBP 法規制及び各機関間

⁷ 前フェーズでマニュアル策定や会議において関係のあった省庁。必ずしも全ての省庁が実施・参加してゐるわけではない。

⁸ EAC が実施主体となり、各国の OSBP 関係者を招集し実施するもの

のルールや業務手順、慣行を勘案しつつ国境手続きの全体的な効率化・調和化に向け、想定される論点や課題をいかに迅速に明確化し、かつ議論の結果整理・改善できるかが鍵となる。調整機関をはじめとする各関係機関との議論や意思決定が促進されるようなきめ細やかな取り組みが必要である。そのため、現地における会議設定やアジェンダ設定、議論や意思決定の促進を図ることができるよう、現地再委託等によってローカルコンサルタント等のリソースも活用し、進捗に応じて機動的な対応がとれる体制を構築すること。

（6）税関能力向上（成果2関連）の取り組みについて

国境手続きの効率化のためにはOSBP化だけでなく、各官庁等による手続き効率化も密接に関係する。具体的には対象国境における税関当局職員を中心とする国境手続きの改善につながる人材育成、国境管理にかかるリスク・マネジメント・アプローチの導入、国境管理強化に向けた取り組み等が挙げられるが、これら活動の取り組み状況や進捗を踏まえつつ相乗効果が発揮できるよう留意して活動に取り組む。

（7）教訓の活用

アフリカにおけるOSBP効率的な推進のため、JICAはOSBP推進にあたって留意すべき事項や実施手順等をとりまとめた「OSBPソースブック（https://www.jica.go.jp/english/publications/brochures/c8h0vm0000avs7w2-att/osbp_en.pdf）」を作成し、その後ルスモ・ナマンガでの取り組みを加えた改訂版を公表しているところ、新規対象国境におけるOSBP運用化についても、本資料を踏まえた取り組みを行う。

本プロジェクトにおいては、これまで作成してきたOSBPのパフォーマンス指標やEACとその加盟国の取り組みを参考に、運用状況のモニタリングを実施し、更に通関時間調査、その他の必要な手段により手続の改善や研修・啓発支援が求められている。このようなモニタリング、通関時間調査や研修・啓発支援といった活動においても同ソースブックの活用を検討すること。

（8）対象国JICA事務所との連携

本業務は対象国が複数に跨ることから、関連するJICA事務所への報告、連絡手段を確立するとともに、案件の進捗については適時に対象事務所と共有すること。また案件実施において問題が生じた際には速やかに担当事務所にも報告すること。

（9）プロジェクトのモニタリング

本プロジェクトでは、技術協力の新モニタリング方式を採用する。コンサルタントは6か月ごとを目処とする所定の様式のMonitoring Sheet作成、及びプロジェクト終了1か月前に作成されるProject Completion Reportに関し、長期専門家チーム、対象国関係者を支援する。これら文書については、年に2回（通常は5月、11月末）開催される地域合同調整委員会（RJCC）にて提示、承認がなされる。コンサルタントは、本モニタリング及びRJCC開始に際し、関係者と協力し、実施支援をすること。

なお、本プロジェクトは、基本計画を合意し2017年12月より開始されているが、指標設定を含む詳細計画は、今後本業務開始後にCPと協議し決定していくこととなる。特に成果1にかかる指標設定に関しては、以下6. 業務の内容の過程で指標案の検討、協議を支援すること。

（10）回廊支援との連携

「北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」では、周辺国の物流輸送ルートを確保する上で北部回廊の今後の開発にかかる方針を示している。OSBP の円滑な運用は同マスタープランを実施するうえでも重要な役割を担うことから、コンサルタントは同マスタープランの方針に則ったうえで本業務を実施すること。

6. 業務の内容

本業務は、4年間のプロジェクト協力期間のうち約2年8か月にわたり実施することとし、以下の業務内容を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。

(1) 業務計画書案の作成・協議（全体）

本プロジェクトにかかる基本計画策定結果やR/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを業務計画書案にとりまとめる。

同計画案をもとに、長期専門家チーム及び対象国関係者と協議し、本業務の全体像を共有する。

(2) 対象 OSBP の選定

ナマンガ、ルスモ以外に新たに支援すべき対象 OSBP を選定するための選定基準を検討する。また、EAC事務局や対象5か国へのヒアリングやJICAや北部回廊トランジット機構等が対象国で実施した既存の調査（北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト⁹等）結果等を参考しつつ域内各國境のOSBP導入状況等の現状調査を行う。支援候補となる対象OSBP候補を2-4つ程度選定し、EAC事務局や対象5か国が最終的に対象OSBPを選定するにあたって助言・サポートを行う。

本業務においては、ナマンガ及びルスモ以外のOSBPを選定するにあたっての調査や現地訪問を行うことが想定されていることから、想定される視察先や内容についてプロポーザルにて提案のうえ、別見積もりに含めることとする。なお、実施に当たっては、本業務開始後長期専門家チームやカウンターパート機関と相談の上内容を決定し、実施することとする。

(3) OSBPパフォーマンス指標の確立及びモニタリングの実施（ナマンガ、ルスモ）

これまでにOSBPが導入されたナマンガ、ルスモでの運用実績を踏まえ、これらのOSBPの運用状況を図るためのパフォーマンス指標、またOSBPを導入したことによる経済的なインパクトを図る指標を検討の上、確立する。また、同指標を用いた定期的なモニタリングを行う。下記（5）の内容やEAC・TMEA等での取り組みも勘案し、指標やモニタリング内容は決定すること。

(4) 通関所要時間調査、インパクト調査（ナマンガ、ルスモ）

ナマンガOSBPにおいて通関所要時間調査（エンドライン調査）を行う。実施の際には前フェーズにおいて実施したルスモにおける通関所要時間調査手法・結果（配布資料参照）を参考する。本調査を通じて現行体制・手順下における各種国境手続きの所要時間や手続き上の問題点等を整理し、結果を報告書としてとりまとめる。なお、ルスモにおいてはすでに実施済みの調査の結果を踏まえつつ、補完的に必要な情報があればその収集や調査を行う。また、ナマンガ及びルスモにおいて、通関所要時間の

⁹ <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12291761.pdf>

軽減率の確認やそれに伴う経済効果の算定等を含めたインパクト調査を実施する。

(5) OSBP 運用化を取り巻く進捗・検討状況の把握（ナマンガ、ルスモ以外の OSBP）

上記（2）において選定された OSBP に関し、OSBP 運用化を取り巻く法規制枠組みの適用状況、各国における Steering Committee 等の組成・運営状況に関する情報収集を行う。また PDM 等プロジェクト関係資料を踏まえつつ、TMEA 等が進める他事例の進捗や手順、関連文書等に関しても情報収集を行い、対象国境における効率的な OSBP 運用化に向けて留意すべき事項（OSBP 導入に向けた関係機関間の協議枠組み・体制を含む）を整理する。

また対象国境において OSBP 導入前の通関所要時間調査（ベースライン調査）を行い、国境手続きの所要時間や手続き上の問題点等を整理する。なお、対象国境における、通関所要時間の軽減率の確認やそれに伴う経済効果の算定等を含めたインパクト調査を実施する。

(6) アクション・プランの作成・合意（ナマンガ、ルスモ以外の OSBP）

上記（5）の活動の結果を踏まえ、OSBP 導入・運用強化に向けたアクション・プラン案を作成する。本案について、長期専門家チーム、対象国関係者等と協議し合意する。アクション・プランについては、OSBP 運用化に向けた取り組み計画のほか、上記（3）、（4）のナマンガ、ルスモの事例を参照しつつ以下の取り組みを含むものとする。

- ・OSBP 導入に向けた各種検討（本アクション・プランの合意を含む）にかかる協議、合意形成枠組み（共同国境運営委員会（JBOC）、二国間技術委員会（JTC）等）の整理・設置
- ・OSBP 導入後の通関所要時間調査（エンドライン調査）
- ・OSBP 導入後のモニタリングのためのパフォーマンス指標の確立と実施
- ・本プロジェクト成果 1 にかかる指標案の検討

(7) アクション・プランに基づく活動推進（ナマンガ、ルスモ以外の OSBP）

上記（6）にて合意されたアクション・プランに基づき活動を推進する。活動にあたっては、各構成機関がそれぞれの所掌範囲にもとづき OSBP 運用化にかかる検討や意思決定が円滑に行われるよう、また当該検討事項が各構成機関間で効果的に連携が行われるよう、想定される工程を勘案しつつ会議において協議されるべき事項を随時整理したうえで合意形成を図りつつ進める。

(8) EAC 地域 OSBP 手続きマニュアルに基づく適用状況モニタリングと教訓の抽出

上記（3）、（7）に関連し、OSBP 運用状況について、EAC 地域 OSBP 手続マニュアルの適用状況を把握し、適用に向けた支援計画策定、実施を行う。

ナマンガ、ルスモ及び選定された OSBP において EAC 地域 OSBP 手続きマニュアルや EAC の OSBP 研修カリキュラムに反映するために、OSBP 運用化と EAC 地域 OSBP 手續マニュアル利用状況から教訓を抽出する。

(9) プロジェクト進捗モニタリング（全体）

上記 5.（8）に沿って、本プロジェクト PDM にもとづく指標の検討・決定、JICA 所定の様式に基づく進捗状況の確認、報告にかかる文書作成や合意形成に協力する。

(10) 報告書の作成

以下7.に定める報告書等をとりまとめ、提出する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は業務完了報告書とし、(2)の技術協力作成資料等を添付するものとする。

報告書名	提出時期	部 数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文：5部 英文：15部
アクション・プラン	業務開始から約3ヶ月後	英文：15部
業務進捗報告書	業務開始から約半年毎	和文：5部 英文：15部
業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：15部 CD-R：7枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。
報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

1) アクション・プラン記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 本業務実施の基本方針
- ウ) 本業務実施の具体的方法
- エ) 本業務実施体制（NSCやRJCC等の体制を含む）
- オ) PDM（本業務に関わる部分）（指標の見直し及びベースライン設定）
- カ) 業務フローチャート
- キ) 要員計画
- ク) 先方実施機関便宜供与負担事項
- ケ) その他必要事項

2) 本業務の業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) 本業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ) 本業務の達成度（中間レビュー・終了時評価結果の概要等）
- オ) プロジェクト目標及び上位目標の達成に向けての提言
- カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- キ) 添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）以下必要に応じ
 - ①PDM（最新版、変遷経緯）
 - ②業務フローチャート
 - ③詳細活動計画

④各委員会議事録等

⑤その他活動実績

注) エ)、オ) は業務完了報告書のみに記載

(2) 技術協力作成資料等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成時期に応じ該当フェーズの業務完了報告書に添付して提出することとする。

ア 通関所要時間調査結果報告書（ベースライン及びエンドライン調査時）

イ OSBP パフォーマンスに係るモニタリング報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の期間にて業務を実施する。

2018年9月～2021年6月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

（全体） 約35.08M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

ア 総括/制度構築支援（1号）

イ 国境管理（3号）

ウ 研修・啓発

エ OSBP運営1

オ OSBP運営2

カ 越境交通法制度

（3）留意点

OSBP運営推進においては、関係国間、国内の国境管理関連機関及び本部政策・制度担当者と国境官署職員、加えて対象国境の貿易関連業者と住民の他、EAC事務局や関連ドナーなど複数のアクターが関わり、必要に応じて対象機関・セクターとの調整やアプローチが必要であり、効果的な巻き込みなど多種の調整が必要不可欠であるとともに、複数機関の業務を一本化し効率性を見出すための調整等多数の調整・連携事項がある。よって、「ア 総括（1号）」については、高い調整能力及びプロジェクト運営・監理能力が求められる。

また、「イ 国境管理（3号）」については、対象国間の国境管理の運用方法指導、対象OSBPを運用する二国間の調整等が期待されている。

3. 対象国の便宜供与

2017年12月までに各国カウンターパート機関と署名したR/Dに記載された以下の項目が確認されている。

（1）カウンターパート機関職員の配置

（2）施設及び設備

- プロジェクト用執務室

（3）プロジェクト実施経費の一部

- カウンターパート機関職員の内国旅費を含む必要経費

4. 配布資料

以下の資料を配布。

- ・「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」終了時評価兼「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）

- ・「東部アフリカ地域における税関能力向上プロジェクトフェーズ2」終了時評価兼「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）
- ・2017年12月に各国カウンターパート機関と署名したR/D（写）
- ・EAC・OSBP法、OSBP規制、EAC地域OSBP手続きマニュアル、EACのOSBPカリキュラム、OSBPパフォーマンスガイド（案）
- ・ルスマ国境における時間調査TOR及び報告書、ナマンガ国境における通関所要時間調査TOR（案）

5. 供与機材

OSBP運用化に際しては、現時点で特段の供与機材は予定していないが必要に応じてJICA公共政策・産業開発部に相談すること。なお、ナマンガにおける必要機材の購入については状況を見て判断することとする。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。またその他現地再委託により実施が適当と認められるものはプロポーザルにて提案すること。再委託にかかる費用は見積もりに含めることとする。

- (1) 通関所要時間調査（ベースライン調査及びエンドライン調査）
- (2) 現地協議促進・合意形成（上記第2 5. (5) に関連）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 安全管理

現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAケニア事務所をはじめとする渡航先JICA事務所、及び在日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

9. 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定。

以 上

国境管理にかかる関係省庁リスト

(i) Kenya

- ✓ Kenya Revenue Authority
- ✓ Ministry of East African Community, Labour and Social Protection
- ✓ Ministry of Transport and Infrastructure
- ✓ Ministry of Foreign Affairs and International Trade
- ✓ Kenya Plant Health Inspectorate Services
- ✓ Kenya National Highway Authority
- ✓ Kenya Bureau of Standards
- ✓ KenTrade (a State Agency under Ministry of Finance)
- ✓ State Law Office
- ✓ National Treasury
- ✓ Ministry of Interior and Coordination of National Government
- ✓ Ministry of Health
- ✓ State Department of Agriculture, Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries
- ✓ State Department of Livestock, Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries
- ✓ State Department of Fisheries, Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries
- ✓ Horticultural Crops Development Authority
- ✓ Ministry of Finance
- ✓ Ministry of Interior and Co-ordination of National Governments
- ✓ Immigration Service
- ✓ Kajiado County Government
- ✓ East African Business Council
- ✓ Kenya International Freight Warehousing Association
- ✓ Kenya Transporters Association
- ✓ Shippers Council of Eastern Africa

(ii) Tanzania

- ✓ Tanzania Revenue Authority
- ✓ Ministry of Finance
- ✓ Ministry of Health and Social Welfare
- ✓ Ministry of Industry and Trade
- ✓ Ministry of Agriculture, Food Security and Cooperatives
- ✓ Ministry of Livestock and Fisheries Development
- ✓ Department of Immigration, Ministry of Home Affairs
- ✓ Tanzania Police Force, Ministry of Home Affairs
- ✓ Tanzania Bureau of Standards
- ✓ Tanzania Food and Drugs Authority
- ✓ Ministry of Foreign Affairs and East African Cooperation
- ✓ Prime Minister's Office
- ✓ Attorney General's Chambers
- ✓ Ministry of Works
- ✓ Ministry of Transport
- ✓ Ministry of Lands, Housing and Human Settlements Developments
- ✓ Ministry of Water
- ✓ Ministry of Energy and Minerals
- ✓ Tanzania National Roads Agency (TANROADS)
- ✓ Surface and Marine Transport Regulatory Authority (SUMATRA)
- ✓ Tanzania Port Authority (TPA)
- ✓ Tanzania Freight Forwarders Association
- ✓ Tanzania Transport Operators Association

- ✓ Tanzania Chamber of Commerce, Industry and Agriculture
- ✓ Tanzania Shipping Agents Association
- ✓ Tanzania Atomic Energy Commission
- ✓ Kagera Regional Commissioner's Office¹⁰
- ✓ Office of the Regional Commissioner, Arusha¹¹
- ✓ Central Corridor Transit Transport Facilitation Agency
- ✓ East African Community Secretariat (international organization)

(iii) Rwanda

- ✓ Directorate General of Immigration and Emigration
- ✓ Rwanda Revenue Authority
- ✓ Rwanda National Police
- ✓ Rwanda Bureau of Standards
- ✓ Rwanda Environment Management Authority
- ✓ Rwanda Agriculture Board
- ✓ Rwanda Housing Authority
- ✓ Rwanda Transport Development Authority
- ✓ Ministry of East African Community
- ✓ Ministry of Trade and Industry
- ✓ Eastern Provincial Government¹²
- ✓ Rwanda Biomedical Center
- ✓ Private Sector (private sector federations, clearing agents, and warehouse operators)

(iv) Burundi

- ✓ L'Office Burundais des Recettes [Burundi Revenue Authority]
- ✓ Ministry of EAC Affairs
- ✓ Ministry of Agriculture and Livestock
- ✓ Ministry of Justice
- ✓ Ministry of Public Health and Fight against HIV/AIDS
- ✓ Ministry of Public Security
- ✓ Ministry of Transport, Public Works and Equipment
- ✓ National Road Agency
- ✓ Association of Freight Forwarders Burundi
- ✓ Burundi Bureau of Standard and Quality Control
- ✓ Directorate of Immigration and Registration of Persons
- ✓ Federal Chamber of Commerce and Industries

(v) Uganda

- ✓ Uganda Revenue Authority
- ✓ Ministry of EAC Affairs
- ✓ Directorate of Citizenship and Immigration Control
- ✓ Ministry of Agriculture, Animal Industry and Fisheries
- ✓ Ministry of Health
- ✓ Ministry of Justice and Constitutional Affairs
- ✓ Ministry of Works and Transport
- ✓ Private Sector Foundation Uganda
- ✓ Uganda National Bureau of Standards
- ✓ Uganda National Roads Authority
- ✓ Uganda National Transporters Alliance

¹⁰ At the 1st Joint Technical Committee Meetings for the operationalization of the Namanga and Rusumo OSBPs, it was discussed whether local/regional authorities should be included in the process. It was agreed that the local/regional authorities should participate as observers.

¹¹ See previous footnote.

¹² See previous footnote.

